

パブリック・コメント手続（意見募集）

市営住宅条例及び市営住宅整備基準条例の
見直しについて

意見募集期間

平成 29 年（2017 年）

7 月 26 日（水）～ 8 月 25 日（金）

お問い合わせ先：都市部市営住宅課

電話 046-822-9604（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続にあたって

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方分権一括法）」（第1次、第2次）による公営住宅法の一部改正に伴い、国の省令で定められていた「公営住宅の入居収入基準及び整備基準」を、平成25年4月1日、本市の条例で決めました。

今回、条例に定める5年以内の見直しの規定に基づき検討した結果、次のとおりの対応を検討しています。

つきましては、この見直しの内容について、市民の皆様のご意見等を募集します。

《見直す条例》

市営住宅条例

市営住宅整備基準条例

【目次】

◆ 市営住宅条例の見直しの内容について	2～3
◆ 市営住宅整備基準条例の見直しの内容について	4
◆ 意見の提出方法	5

◆市営住宅条例の見直しの内容について

1 条例名

市営住宅条例

2 見直しによる対応

見直しの結果、次のとおり一部改正を検討しています。

(1) 入居収入基準

現行の内容	改正後の内容
原則階層 公営住宅 158,000 円以下 改良住宅 114,000 円以下	改正は行いません。
裁量階層 公営住宅 214,000 円以下 改良住宅 139,000 円以下	

(理由)

「入居収入基準」の変更は、応募倍率の上昇が懸念されるなど、住宅困窮者の入居機会を阻害する恐れがあり、住宅困窮者の入居機会を維持するため、改正の必要はないと考えています。

(2) 裁量階層の対象範囲

現行の内容	改正後の内容
入居者又は同居者が次に該当する世帯 ・精神障害者 1 級又は 2 級に該当する精神障害者 ・知的障害者 精神障害 1 級又は 2 級の程度に相当する知的障害者	現行の内容に、次に該当する世帯を加えます ・精神障害者 3 級に該当する精神障害者 ・知的障害者 精神障害 3 級の程度に相当する知的障害者 ・難病患者

(理由)

現行の内容に加え、精神障害 3 級に該当する精神障害者、精神障害 3 級の程度に相当す

る知的障害者と難病患者に対象を拡充する改正を行います。

3 施行日

平成 30 年 4 月 1 日（予定）

◆市営住宅整備基準条例の見直しの内容について

1 条例名

市営住宅整備基準条例

2 見直しによる対応

見直しの結果、条例の改正を行わないことといたします。

(理由)

国の整備基準が改正されていないことや、現行条例の運用上の課題がないため、条例改正の必要性はないと考えています。

意見の提出方法

1 提出期間 平成 29 年（2017 年）7 月 26 日（水）から 8 月 25 日（金）まで

2 あて先 都市部市営住宅課総務企画係

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

（1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地

（2）（市内在学の場合）学校名・所在地

（3）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項

（4）（当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

（1）直接持ち込み

・都市部市営住宅課（横須賀市役所分館 3 階）

・市政情報コーナー（横須賀市役所 2 号館 1 階 34 番窓口）

・各行政センター

（2）郵送

〒238-8550

横須賀市小川町 11 番地

横須賀市役所 都市部市営住宅課

（3）ファクシミリ

0 4 6 - 8 2 2 - 8 5 3 7

（4）電子メール

ho-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。